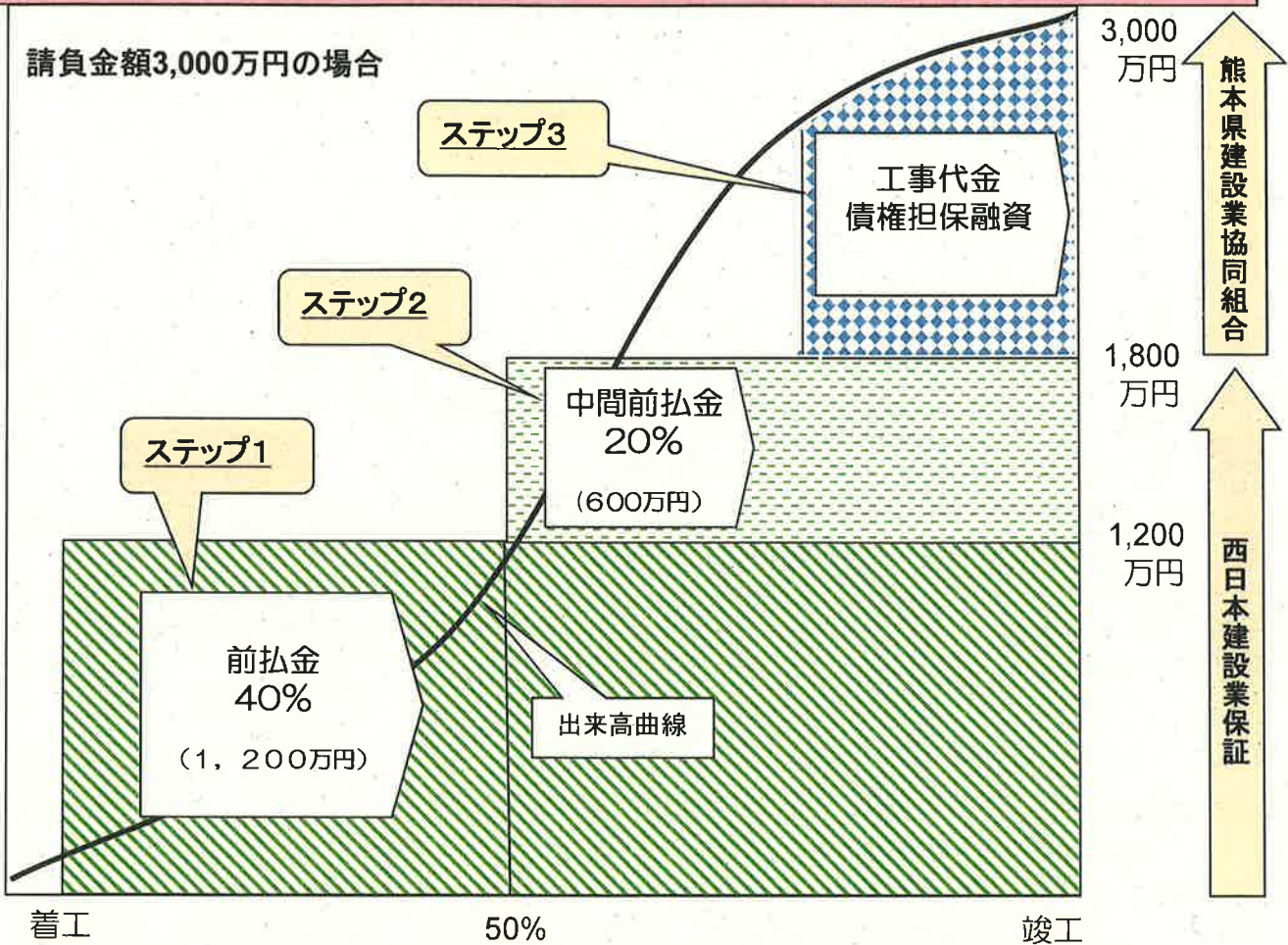


中間前払金制度について

工事竣工までの資金調達制度のご案内

着工から竣工までの資金調達イメージ



前払金・中間前払金・工事代金債権担保融資があります

熊本県の工事には、前払金に加え、中間前払金、工事代金債権担保融資が利用できます。これらを上手く活用することにより、円滑な施工にお役立て下さい。

ステップ1 前払金

工事代金の40%の前払金を請求できます。

ステップ2 中間前払金

工期が1/2経過、出来高が1/2を超えると、工事代金の20%の中間前払金を請求できます。

ステップ3 工事代金債権担保融資

工事の出来高から前払金等を差し引いた金額の範囲内で融資を受けられます。

※お問合せは、西日本建設業保証、熊本県建設業協同組合または各地域振興局まで

中間前払金のご案内

工事の中間時点でも、前払金が受け取れます！

手順簡単！



現金払出可能！



保証料格安！

○中間前払金とは当初の前払金に追加して受領できる「20%の前払金」のことです。

■部分払のような煩雑な手続きが必要なく、工事代金を早く受け取れます。

■入金後、現金での払出も可能です。

■保証料は一律0.065%です。

(例) 請負金額5,000万円、中間前払金1,000万円の場合、保証料は6,500円です。

ご利用の流れ



工期および進捗額が2分の1以上になれば請求することができます。
※制度未採用の市町村もありますので詳細はお問い合わせください。